

○西尾好司（富士通総研），塚本芳昭（経産省）

デンマークでは、1999年に大学や公的研究機関の研究成果を原則として機関帰属とする法律を制定して、積極的な技術移転活動を進めようとしている。本稿では、デンマークの新法の内容、大学及び国立研究所の技術移転活動を紹介する。

1. デンマークの大学・公的研究機関の概要

1-1 大学

デンマークには、理工系大学や農業系大学も含め11大学あり、全ての大学が国立大学で法人格を持っている。また、教職員は公務員であり、約90%が終身雇用である。残りの10%は、期限付採用、寄附講座、特定プロジェクトのための教職員である。1997年の大学の研究費は48億デンマーク・クローネ（DK：1DK=14円）であり、国の研究開発費総額の約22%を占める。産業界の資金の割合は約2%であり、その割合は低い。

1-2 公的研究機関

公的研究機関は約30あり、エネルギーや環境、医療関係の研究を行い、職員は国家公務員である。研究費33億DKであり、その内産業界の資金は1億DKである。

2. 産学官連携推進に関連する政策

デンマークでは、1999年に大学を含む公的な研究機関で生まれた発明は、原則として機関所有とする「Act on inventions at public research institutions（公的研究機関における知的財産権の帰属に関する法律）」が制定され、2000年1月から施行されている。

2-1 法律の内容

（1）権利帰属

99年の法律制定まで一部の機関を除いて発明は発明者に帰属していた。新法により大学を含めた公的研究機関は知的財産権を取得できるようになった。同法の対象機関は、大学、政府研究機関、地方自治体による公立病院や医療研究機関、コペンハーゲン病院である。

（2）権利化のフロー

対象となる公的研究機関の職員が発明を行なった場合には、発明を所属機関に報告し、発明に関する権利を所属機関に移転しなければならない。発明者は必要な情報を機関に報告する義務を負っている。報告を受けた機関は、原則として2ヶ月以内で発明の評価を行

なう。但し、評価期間の延期は発明者との交渉により認められ、その間、発明者は外部への報告はできない。特許出願費用は機関が支払う。

(3) 担当組織

公的機関は、発明の評価や特許出願、技術移転活動を行なうための組織を整備しなければならない。ただし、必ずしも内部に組織を設置する必要はなく、例えばサイエンスパークや特許事務所、コンサルタントなど外部機関とネットワークを形成することにより活動できる。政府は特定のモデルを薦めるのではなく、研究機関自身が体制を決定できる。

(4) ロイヤルティの分配

発明者は、適切な報酬を受け取る権利を持ち、配分方法については各機関で決定し、FSKへ申請して許可が必要である。大学は特許のライセンスの対価としてエクイティを取得することが可能であるが、それ以外の場合に大学が株式を保有することは認められない。

(5) 産業界の資金による研究成果の取り扱い

同法の対象とならない機関からの資金（例：産業界）により発明が生まれた場合に、権利を譲渡（放棄）することができる。企業が権利の譲渡を求める場合には、予め情報技術・研究省（FSK）へ許可を求め、適切な価格かどうかFSKで判断するという。

2-2 技術移転活動支援策

FSKは公的研究機関が技術移転活動の体制を構築するに当たって、4年間で5800万DKを支援する。最初の2年間の支援額は2800万DKであり、1800万DKが大学で担当組織を設置するケースへの支援、残りがネットワークにより技術移転を行なうところを支援する。

各機関がFSKへ申請して、活動費用をバックしてもらうもので、特許事務所への費用を支払うこともできる。

3. 大学の活動事例ーオーフス大学

オーフス大学は、デンマークで2番目の規模をもつ大学である。

3-1 技術移転活動

(1) 技術移転組織

大学としての技術移転活動は2000年1月から始めている。技術移転活動の専門組織は設置せず、弁護士資格を持つスタッフ1名で活動している。現在の業務は、民間企業との契約及び特許委員会の事務局である。特許委員会は副学長や科学部や医学部の教授、発明者が参加している。またアドバイザーとして東ユトランドイノベーション（EJI）から1名参加する。EJIへは、特許出願業務をアウトソーシングしている。

(2) 権利の帰属

新法成立の後は、原則大学が権利を取得する。対象は研究者、PhD student (雇用契約を交わす)、テクニシャンである。一方、学生や客員研究員、雇用契約のない PhD student は対象外である。ロイヤルティの分配については、大学が権利を取得する場合には大学が 2/3、発明者が 1/3、発明者が自身で出願する場合には発明者が 2/3、大学が 1/3 である。大学が受け取るロイヤルティは、管理部門、faculty、department、研究グループに分配される。企業との研究契約の結果生まれた成果については企業が取得する場合もあれば、企業が First Refusal Right を取得する場合もある。

企業との研究協力に関して、実際の契約はガイドラインに基づき各学部で担当している。リエゾン組織のようなものは大学にはなく、各教官が個人的な活動をしているだけである。問題があれば中央の管理組織へ相談する。

今度設立する細胞生物学に関係するベンチャー企業の場合では、成果はオーフス大学とドイツ大学との共同研究から生まれたものであり、最初に研究者が大学に発明を報告した後、EJI が資金を提供して企業を設立し、大学が専用実施権を設定して事業を進める。

(3) 活動資金

大学では 2 年間で通常予算に加えて 200 万 DK を支援している。1 つの発明に 15 万 DK をかける。ここには、PCT 出願、外国出願、マーケティング費用も含まれる。特許関連費用は大学が支払う場合もあれば、学外の EJI が支払うケースもある。

4. 公的研究機関の活動事例ーリソ研究所

リソ研究所はデンマークで一番大きい国立研究所である。

(1) 技術移転体制

リソ国立研究所は新法成立以前から発明は全て組織帰属として活動している。当初研究所では、リエゾン組織を中央に設置して、特許管理やマーケティング、契約業務を行っていた。しかし、素早く対応するために分散化を進め、各部門が責任を持たせ、実際の責任者は部門長である主任研究員である。企業との研究協力は義務の 1 つなので、主任研究員は企業との間にネットワークがある。特許出願も中央の BD と共同で活動している。職員は 4 人おり、2 人のカウンセラー、エコノミスト 1 人、バイスディレクター 1 人がいる。

(2) 技術移転制度

企業へは専用実施権を設定だけでなく、譲渡も可能である。研究所で生まれた成果をベースに企業と追加研究をする場合に、施設の利用や研究を担当者が指導する。特許関連費用は中央が支出する。特許出願は研究所内の特許委員会で決める。この構成メンバーは、副所長、弁護士、部門長、発明者、エコノミスト等である。ここで採択されなかった案件は個人で出願することは可能である。同研究所は FSK の支援制度を活用していない。

(3) 産業界との研究協力

企業との研究協力では、企業が研究資金を全額負担する場合には、新しく生まれた研究成果を企業へ譲渡できる。企業が全額負担しない場合には研究所が権利を取得する。最初の2年間はクライアントの許可がない限り、他へ情報を公開することはできない。企業が持っているアイデア等をベースとしない研究により発明をした場合には、研究所が権利を保有する。しかし、企業は、受託研究の範囲内で、ロイヤルティを支払わずに、製品に関連する分野での実施は可能である。研究所の権利として出願する場合には同研究所が費用を支払う。

(4) 実施料収入の配分

実施料収入はトータルの経費を差し引いた後で、1/3ずつ還元する。具体的には発明者は2.5万DK+ネットロイヤルティの1/3を取得でき、その他に研究所は1/3、デパートメントが1/3取得できる。

(5) スタートアップ企業の設立体制

研究者には企業設立を以前から奨励している。企業を起こす場合には研究所をリーブする必要があり、10年間で約25人の研究者がリーブしている。通常1年で研究所に戻ってくる。研究所の近くのサイエンス・パークを舞台にしているケースが多い。

最後に

デンマークでは、原則として研究成果の権利を機関帰属とし、技術移転体制についても研究機関内に組織を設置するか、あるいは研究機関内には設置せずに研究機関外の資源を活用するか、研究機関で決めることができ、政府がその活動を支援している。わが国でも、国立大学が法人化の際に技術移転体制を構築するに当たり、各大学の判断に任せ、支援する場合には大学にすることが必要であろう。